

Drone Training Center in dro×cam

利用規約

【利用資格】

16歳以上で本利用規約に同意して頂ける方、16歳未満の方は保護者の同伴または保護者の承諾の上でご利用頂けます。

【利用条件】

当施設は下記の規制対象となる飛行の方法に該当する為、無人航空機（以下ドローン）を飛行させる場合は事前の飛行許可申請が必ず必要となります。

規制対象：「第三者又は第三者の物件との間の距離が30メートル未満での飛行」

※機体レンタルを希望される場合は飛行許可申請の際に機体情報が必要となりますので、レンタル機体の『機体情報の提供』を実施致します。ご予約時にDIPS2.0のアカウント情報をお知らせください。

※その他、特定飛行に該当する飛行訓練を実施する場合は飛行許可申請が必要となります。

【ルール・禁止事項】

- 営利目的による当施設のご利用はお断り致します。
- 航空法厳守。以下、特定飛行にあたる飛行を禁止。
 1. 夜間飛行の禁止
 2. 地表又は水面から高度150m以上の飛行禁止
 3. 操縦者の目視外での飛行禁止
 4. 爆発物など危険物の輸送禁止
 5. 物件の投下禁止

※但し、項目1, 3, 5に限り事前の飛行許可申請を取得済の場合は飛行可能とする。
- エンジン付きのドローン及び飛行物の持ち込み禁止。
- 飛行させるドローンは基本的に損害賠償責任保険に加入しているドローンと致します。
- 指定エリア以外での飛行禁止。
- 飛行エリア内での飲食、飲酒、喫煙は禁止。飲食・喫煙は許可・指定場所のみ。
- アルコール又は薬物等の影響下での飛行禁止。
- 練習場への危険物、他人に迷惑をかける物の持ち込みの禁止。
- 飛行エリアでドローンが墜落した場合は、危険ですので無断で崖下等に行かないで下さい。
(管理者へ連絡)
- 当練習場での墜落事故、持ち込み機体の紛失、盗難、怪我などの損害や事故については自己責任となります、施設側としては一切の責任を負いかねます。また、利用者様同士のトラブルに関しても当事者間で解決する様をお願い致します。
- 施設内の機材、設備、備品を破損させた場合は、過失の有無に関わらず修理費用又は再調達価額（メーカー希望小売価格）の100%を上限とする金額を申し受けます。

【レンタル機体及び付属品について】

レンタル機体及び付属品はトレーニングセンター内のみでのご利用に限ります。

レンタル機体及び付属品の紛失や破損等につきましては、過失の有無に関わらず、修理費用又は再調達価額（メーカー希望小売価格）の100%を上限とする金額を申し受けます。

但し、精密機器の為、メーカーや当施設側で認める不具合によるものと起因される場合には、減額措置及び費用を調整させていただきます。

【個人情報の取り扱いについて】

お客様情報のお取り扱いに関しては、その個人情報を当人の承諾なく利用、開示することはありません。